

公益社団法人松戸市シルバー人材センター自動車貸出要綱

第1条 公益社団法人松戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の自動車は、会員が使用できるものとし、運行については、運行管理者の許可を得て、その指示に従うものとする。

第2条 運転者は、法令に基づく運転責任を負うものとし、無断での運転又は法令違反による事故賠償については、全額運転者の負担とする。

第3条 事故発生の際は、速やかに運行管理者に報告しなければならない。

第4条 車両の整備点検については、センターで実施する。

第5条 使用後は、自動車使用簿に必要事項を記入し、指定場所に保管しなければならない。

第6条 この要綱に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。